共同研究等への学生参画にあたっての確認書

記入要領

（必ず記入前にお読みください）

本書面は，学生が共同研究，受託研究又は企業等と秘密保持契約若しくはMTA（Material Transfer Agreement）を締結して実施する研究（以下「共同研究等」という。）に参画するにあたり，それに伴って生じる義務やリスク等について十分に理解することを目的とするものです。

**研究代表者・指導教員の方へのお願い**

学生は教育を受ける立場にあります。学生を共同研究等に参画させることは，当該学生にとって先進的研究に従事する機会が与えられる一方で，場合によっては法的義務やリスクを負わせることにもなります。本確認書に従って，それらを学生に説明いただくとともに，学生の同意を得てください。学生からの同意が得られた場合であっても，当該学生に必要以上の秘密情報にアクセスさせない等，指導にあたっての十分な配慮をお願い申し上げます。

本書面は正本１通，写し2通を作成し，正本1通を社会連携チームに提出，写しを研究代表者（研究代表者と指導教員が異なる場合は両者とも）と学生本人が1通ずつ保管してください。

また，当該学生在学中に本共同研究等の変更契約を行う場合には，秘密保持期間も延長されることがあります。その時は必ず学生に説明した上で同意を得，本確認書を再提出してください。

**学生の方へのお願い**

あなたが共同研究等に参画することは，先進的研究に従事する貴重な機会となります。一方で，共同研究等の相手先から秘密情報を得た場合や研究成果について秘密保持義務を負った場合等には，秘密保持期間中は「就職試験において研究内容を一部説明できない」，「卒業後や研究終了後であっても秘密情報を口外したり利用したりすることができない」，「万が一漏洩した場合は法的責任を追及される」等のリスクを負うことになります。

研究代表者又は指導教員から本研究の内容及び参画することで発生するリスク等の説明を受け，理解・確認した後，末尾に署名をお願いいたします。

　不明な点につきましては，下記にお問い合わせください。

研究・社会連携統括本部 研究インテグリティ部門

電　話　： （直通）059-231-5364

（内線）6800

E-mail　： sangakukan-risk@crc.mie-u.ac.jp

関連規程（抜粋）

**国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理規程**（以下「秘密情報管理規程」という。）

<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/secret.html>

（不利益となる取扱いの禁止）

第１１条　本学は，共同研究又は受託研究への参画を拒否した学生等に対して，成績評価，就職試験の推薦，進学及び研究指導等において不利益となる取扱いを行ってはならない。

**国立大学法人三重大学知的財産規程**（以下「知的財産規程」という。）

<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/act/frame/frame110000214.htm>（学内限定）

（知的創造物の届出）

第３条　職員等は，次の各号に定める知的創造物を創作したときは，原則として，学内外で発表する日の少なくとも1カ月前に，研究・社会連携統括本部知財ガバナンス部門(以下「知財ガバナンス部門」という。)へ届け出なければならない。

(1)　特許，実用新案，意匠，商標(標章)権にかかわる知的創造物

(2)　種苗の育成者権にかかわる知的創造物

(3)　半導体集積回路の回路配置利用権にかかわる知的創造物

(4)　プログラム等(前条第3項に記したコンピュータを用いて検索するデータベースを含む。)の著作権にかかわる知的創造物

(5)　有体成果物(菌，試薬，装置，模型等)にかかわる知的創造物

(6)　秘匿にすることが可能な技術情報にかかわる知的創造物

4　学生が，当該知的創造物の作成(作製)に貢献している場合，原則として，共同研究者である学生の所属する研究室の長又は研究代表者が届出を行うものとし，当該学生は，届出以降の諸手続を所属する研究室の長又は研究代表者へ委任する。

（補償）

第７条　本学は，知的財産にかかわる権利が本学へ承継された際に，発明者又は創作者等へ補償金を支払う。その額は，特許，種苗の育成者権又はプログラム等の著作権を受ける権利を本学が承継した場合，1件につき10,000円，その他の知的創造物にかかわる権利を，知的財産として本学が承継した場合，1件につき5,000円とし，複数の発明者又は創作者等による場合は，貢献度に応じ，按分して支払うものとする。この場合において，特許等に関し，日本特許庁へ出願したものと同一のものを，海外の一国又は複数国の特許庁へ出願し，特許を受ける権利を本学が承継した場合も，1件とみなす。

2　本学が承継した知的財産にかかわる権利に基づき，外部機関から本学が収入を得た場合，次の割合により，当該の発明者又は創作者等へ補償金を支払う。この場合において，複数の発明者又は創作者等による場合は，貢献度に応じ，按分して支払うものとする。

控除後(当該発明に要した出願，維持経費等及び技術移転に際して外部の技術移転機関等の活用に要した費用を控除した後)の収入額の50/100を発明者又は創作者等へ，20/100を本学へ，20/100を当該発明者又は創作者の所属する学部等へ，10/100を三重TLOへ配分するものとする。

3　第５条第２項の規定により，発明者又は創作者等が知的財産にかかわる権利の一部を所有するときは，前２項に規定する補償金の額は，本学の持分に応じて按分されるものとする。

4　前3項に規定する補償金を受ける権利は，当該権利にかかわる発明者又は創作者等の所属が変更(退職，転職又は卒業)しても継続する。ただし，当該権利にかかわる発明者又は創作者等が死亡した場合，当該権利は，その相続人が承継する。

5　銀行等への振込みを含む補償金の支払い手続は，研究・地域連携部社会連携チーム(以下「社会連携チーム」という。)が行う。

**三重大学における学生の懲戒に関する指針**（以下「学生懲戒指針」という。）

<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/act/frame/frame110000277.htm>（学内限定）

共同研究等への学生参画にあたっての確認書

年　　月　　日

国立大学法人三重大学長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研究代表者 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　 | 指導教員＊研究代表者と異なる場合のみ記入 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　  |
| 所属： | 所属： |
| 職名： | 職名： |
| 内線： | 内線： |
| Mail： | Mail： |

＊氏名が自署の場合，押印省略可

下記の研究に学生を参画させるにあたり，本書面の各事項について当該学生に必要な説明を行い，理解を得たことを確認しましたので，共同研究等への学生参画にあたっての確認書を提出いたします。

記

**【１】　対象研究**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約種別 | （　）共同研究　（　）受託研究　（　）秘密保持契約　（　）MTA |
| 相手先の名称 |  |
| 研究題目 |  |
| 契約期間（※１） | （　）　　　　年　　月　　日（　）研究経費納付日 | ～ | 　　年　　月　　日 |
| 秘密保持期間（※１※２） | （　）契約終了後2年間〈本学の共同・受託研究契約書ひな形のとおり（※３）〉（　）それ以外（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※１　該当箇所の（　）内に〇をつけた上で，日付等を記入してください。

※２　秘密保持期間が「契約終了日から○年間」となっている場合，下記学生の卒業等の後に契約期間が延長された場合でも，当該学生に適用される秘密保持期間は延長されないものとします。

※３　本学の契約書ひな形では，（契約期間及び残存条項）の第２項の最後に規定されています。

**【２】　参画学生**

|  |  |
| --- | --- |
| 学部・研究科 |  |
| 学科・専攻・センター等 |  |
| 学籍番号 |  |
| 氏名 |  |

**次のページの【３】に進んでください。**

**【３】　説明事項・確認事項**

以下は，**必ず研究代表者又は指導教員が**，上記の参画学生に説明してください。

学生が理解した場合は，**学生本人**が□にチェックを入れ，末尾に署名してください。

【研究について】

|  |  |
| --- | --- |
| 本研究の内容（研究課題及び相手先等）及び秘密保持期間について説明を受け，理解しました。 | □ |
| 本研究に参画しない場合も，秘密情報管理規程第１１条に基づき，成績評価，就職試験の推薦，進学，研究指導等において不利益を受けることはないという説明を受け，理解しました。 | □ |

【知的財産の取扱いについて】

|  |  |
| --- | --- |
| 研究活動の遂行にあたり，私が関与した発明その他の知的財産に対する取扱いについては，知的財産規程第３条第４項に基づき，研究代表者（指導教員）に一任することの説明を受け，理解しました。 | □ |
| 知的財産等が国立大学法人三重大学へ承継された場合，1. 知的財産規程第７条に基づき支払われる知的財産等に係る補償金を受領する権利を有すること
2. 出願人等の権利者にはなれないこと

の説明を受け，理解しました。 | □ |

【秘密保持義務について】

|  |  |
| --- | --- |
| 研究活動の遂行によって知り得た秘密情報及び相手先から開示された秘密情報について，**【１】対象研究**に記載の秘密保持期間中は，卒業後であっても第三者に提供，開示又は漏洩してはならず，また本研究の目的以外に使用してはならないことの説明を受け，理解しました。 | □ |
| 相手先の意向によっては，研究発表・論文投稿に制限がかかる場合があることの説明を受け，理解しました。 | □ |
| 就職試験等の面接を受けるにあたっては，本研究に係る情報について，事前に研究代表者（指導教員）から許可された内容以外を話してはならないことの説明を受け，理解しました。 | □ |
| 秘密保持義務違反は，学生懲戒指針に沿って，懲戒の対象となり得ることの説明を受け，理解しました。 | □ |

私は，本書面の各事項について　　　　　　　　　　　　　［説明者氏名を記入（研究代表者又は指導教員）］から説明を受け，その内容について十分理解しました。その上で，私自身の判断により上記研究に参画いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認日 | 　　　　年　　月　　日 | 氏名（自署） |  |

**本確認書と一緒に、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」を提出してください。**

外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の

遵守のための特定類型該当性に関する申告書

三重大学長　殿

　年　　月　　日

学部・研究科等：

学科・専攻等：

学籍番号：

氏名：

私は、本学が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下、役務通達という。）の１(３)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、本学の法令遵守のため、下記のとおり申告いたします。

記

私は、

１．□ 以下の①に該当します。

２．□ 以下の②に該当します。

３．□ 以下の①及び②に該当します。

４．□ 以下のいずれにも該当しません。

類型①　外国政府等※2又は外国法人等※3と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を結んでいる。

　　　　ただし、あなた又は本学が、外国政府等※2又は外国法人等※3との間で、あなたに対する本学の指示（あなたと本学との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務※4）が外国政府等※2又は外国法人等※3よりも優先する旨が合意されている場合は除く。

類型②　外国政府等※2から多額の金銭等の経済的利益を得ている、又は得ることを約束している。（多額の金銭等とは、年間所得の1/4以上を占める利益をいう。）ただし、研究費について機関経理※5の場合は除く。

※1　今後申告内容に変更があった場合には再度申告を行うこと

※2　外国政府等：外国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行、政党、その他の政治団体

※3　外国法人等：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（外国大学を含む。外国法人の本邦内の支店、出張所その他の事務所は除く。）

※4　善管注意義務：業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務

※5　機関経理：大学の会計制度とシステムで経理を管理することのこと

